

麻里府小学校の統合について

田布施町長 長信 正治

麻里府小学校につきましては、これまで麻里府地域の教育や文化・スポーツなどの拠点としての役割を担い、大切にされてまいりました。しかし、急速な少子化の伸展の中、平成27年度の全校児童は十数人に激減、新人生の予定も無いことや、校舎の耐震工事や改築に巨額費用を要することなどから、麻郷小学校へ統合することとなりました。麻郷小学校への統合にあたっては、保護者や地域代表などと話し合いを重ねてまいった結果、平成27年4月1日から

の統合でご理解をいただきました。こうしたことから、平成27年3月31日をもって麻里府小学校を廃校し、同年4月1日に麻郷小学校に統合することとします。麻里府小学校卒業生の皆さま、麻里府地域や関係の皆さまには、長い間、麻里府小学校を支えていただき、誠にありがとうございました。

閉校式：平成27年3月26日(木)

所得税の確定申告は

正しく書いてお早めに

問 光税務署

☎0833-71-0166

▽申告の相談

●期間 2月16日(月)～3月16日(月)

午前9時～午後5時「土・日を除く」

※受付は午後4時までです。

●場所

・光税務署(光市虹ヶ浜3-10-1)

・ピピ510(Lホール)(周南市鞆町1-17)

▽申告・納付期限

所得税および復興
特別所得税・贈与税

3月16日(月)

消費税・地方消費税
(個人事業者)

3月31日(火)

●申告書の作成は、便利な

「確定申告書等作成コーナー」で

確定申告期間中の申告会場は、大変混雑が予想されます。申告書は、ご自分で作成され、e-Taxまたは郵送などにより提出されることをお勧めします。

また、国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用し、書面で提出する場合には、①住基カード不

要、②24時間利用可能、③計算誤りなし、④郵送なら待ち時間なしです。

■国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

●年金所得者の

確定申告不要制度について

公的年金などの収入金額が400万円

以下であり、かつ、公的年金などに係る

雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。

●復興特別所得税の

記載漏れにご注意ください

平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようにご注意ください。(還付申告の人を含め、申告される全ての人について、記載が必要となります。)

